

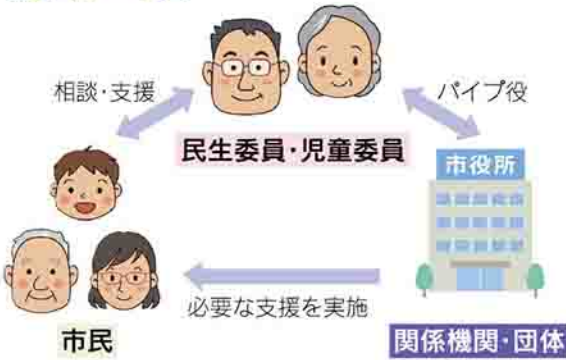
地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

5月12日は、民生委員・児童委員の日です。誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、相談役として活動を続ける民生委員・児童委員について紹介します。
詳しくは、☎地域包括ケア課(☎2250)へ。



民生委員・児童委員の活動イメージ図



民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、児童福祉

民生委員・児童委員ってどんな人？

こんな活動をしています

相談支援活動

高齢者世帯や子育て家庭など、地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談に乗ります。



訪問活動

見守り活動

「高齢者見守り訪問」や小学生の登下校時の見守りなど、行政機関の依頼に基づき、訪問活動や地域の見守りを行っています。

サロン活動

高齢者サロンや子育てサロンを開き、外に出る機会が少ない人が気軽に出掛けられる、地域の中の仲間づくりの場を設けています。



子育てサロン



高齢者サロン

どんな相談に乗ってくれるの？

・高齢者向けのサービスを受けたい

法により、児童委員も兼ねています。市民の立場で、生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行い、市民と行政や専門機関をつなぐパイプ役として、地域のネットワークづくりに携わっています。
市内には、190人の民生委員・児童委員がいます。区域を担当する民生委員・児童委員170人と、主任児童委員(子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員)20人が、10の地域に分かれて活動しています。

相談したいときは？

まずは、地域包括ケア課へ問い合わせてください。地域の民生委員・児童委員へつなぎます。

けれど、どうすればいいの？
・初めての子育てで不安がいっぱい。しつけのこととか、誰かに相談したい。
・病気などで生活に困っている。生活福祉資金などの貸付制度について知りたい！ など
〈秘密は厳守します〉
民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談した人の秘密は必ず守られます。